

政令第三十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四条の四第一項、第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の七を附則第四条の九とし、附則第四条の六を附則第四条の八とする。

附則第四条の五第一項中「附則第四条の四第一項」を「附則第四条の五第一項」に改め、同条第二項中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同条を附則第四条の七とし、附則第四条の四の次に次の見出し及び二条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第四条の五 法附則第四条の四第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

2 法附則第四条の四第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（法附則第四条の四第二項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」とする。

3 第七条の十三の四第一項の規定は、法附則第四条の四第一項に規定する特例損失金額を計算する場合について準用する。

4 法附則第四条の四第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

5 法附則第四条の四第四項の規定により法第三百十四条の二第一項の規定が適用される場合における第四十八条の六の二第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（法附則第四条の四第五項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」とする。

6 第七条の十三の四第一項の規定は、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額を計算する場合について準用する。

第四条の六 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の四第一項の規定の適用を受けた場合におい

て、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の四第一項に規定する損失対象金額のうちはその者と生計を一にする第七条の十三第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第一項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の四第四項の規定の適用を受けた場合において、法第三百十四条の二第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の四第四項に規定する損失対象金額のうちはその者と生計を一にする第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定める必要があるからである。